

## 東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給要綱

4 北 福 障 第 3 1 1 8 号

令和4年9月14日区長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格、電気・ガス料金その他の物価の高騰（以下「物価高騰」という。）の影響を受けながらも、障害福祉サービスの安定的な供給を継続している障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）に対し、物価高騰による障害福祉サービスの提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぐことを目的として実施する東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象)

第2条 給付金の支給対象は、令和4年10月1日（以下「基準日」という。）時点において、北区内に所在し、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

- (1) 通所系サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行っている事業所であって、令和4年4月1日時点において、東京都から総合支援法第36条第1項又は第2項の規定による指定を受けているもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援のうち、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行っている事業所であって、令和4年4月1日時点において、東京都から児童福祉法第21条の5の15第1項又は第2項の規定による指定を受けているものをいう。以下同じ。)
- (2) 入所系サービス事業所（総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、短期入所又は共同生活援助を行っている事業所であって、令和4年4月1日時点において、東京都から総合支援法第36条第1項の規定による指定を受けているもの又は東京都北区重度身体障害者グループホーム補助事業実施要綱（平成18年3月27日17北福障第421号）第14条の規定により補助金の交付決定を受けているものをいう。以下同じ。)
- (3) 訪問入浴系サービス事業所（総合支援法第77条第3項に規定する地域生活支援事業（訪問入浴サービスに限る。）を行っている事業所であって、北区から東京都北区身体障害者訪問入浴サービス経費補助事業実施要綱（平成1

8年9月22日18北福障第1109号)第16条第2項の規定により指定を受けているものをいう。以下同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所については給付金の支給対象外とする。

- (1) 東京都立北療育支援センター
- (2) 東京都北区立障害者福祉センター
- (3) 東京都北区立児童発達支援センター
- (4) 基準日時点で休止又は廃止の届出をしている事業所
- (5) 当該事業所を運営する法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等(東京都北区暴力団排除条例(平成24年6月東京都北区条例24号)第2条の暴力団員及び同条例第3条の暴力団関係者をいう。)に該当する者がある事業所

(支給額)

第3条 給付金の支給額は、別表に定めるとおりとする。

(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給申請書(別記第1号様式)を、令和4年11月30日までに区長に提出するものとする。

(支給決定等)

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、給付金を支給することが適当と認めるときは、給付金を支給することを決定し、その旨を東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金支給決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、給付金を支給することが適当でない認めるときは、給付金を支給しないことを決定し、その旨を東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金不支給決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による給付金の支給の決定(以下「支給決定」という。)を受けた者は、東京都北区障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金請求書(別記第4号様式)を区長に提出するものとする。

4 区長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、速やかに当該請求書に係る給付金を支給するものとする。

5 区長は、支給決定に当たって、支給の目的を達成するため、必要な条件を付する

ことができる。

(書類の保存)

第6条 給付金の支給を受けた者は、当該給付金に係る別に定める書類を、支給決定の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第7条 区長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、若しくは文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(支給決定の取消し及び給付金の返還)

第8条 区長は、支給決定を受けた者が次の各号にいずれかに該当するときは、当該支給決定を取り消すとともに、既に給付金が支給されている場合は、その返還を命ずることができる。この場合において、取消し等により当該者に損害が生じたときであっても、区長は、その損害の責めを負わないものとする。

(1) 偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由が生じたとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。